

静岡県本人確認情報等保護審議会

日 時 令和7年7月7日（月）
午後2時から午後3時30分
場 所 県庁別館2階 第3会議室B

次 第

1 開 会

2 総務部参事あいさつ

3 会長の選出及び会長代理の指名

4 議 事

(1) 審議事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について
（静岡県特定疾患治療研究事業について、住基ネット独自利用条例に追加する）

(2) 報告事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について
（国の準法定事務等と重複した県の独自利用事務の削除）
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
- ・マイナンバーカードの利活用について

5 閉 会

静岡県本人確認情報等保護審議会 委員名簿

氏 名	職 業
おおき てつし 大木 哲史	静岡大学情報学部准教授
おかむら まお 岡村 真央	弁護士
くぼた あつし 久保田 敦之	静岡市葵区役所戸籍住民課長
しらい けいこ 下位 桂子	NPO法人静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事
たかはし まさと 高橋 正人	静岡大学人文社会科学部教授

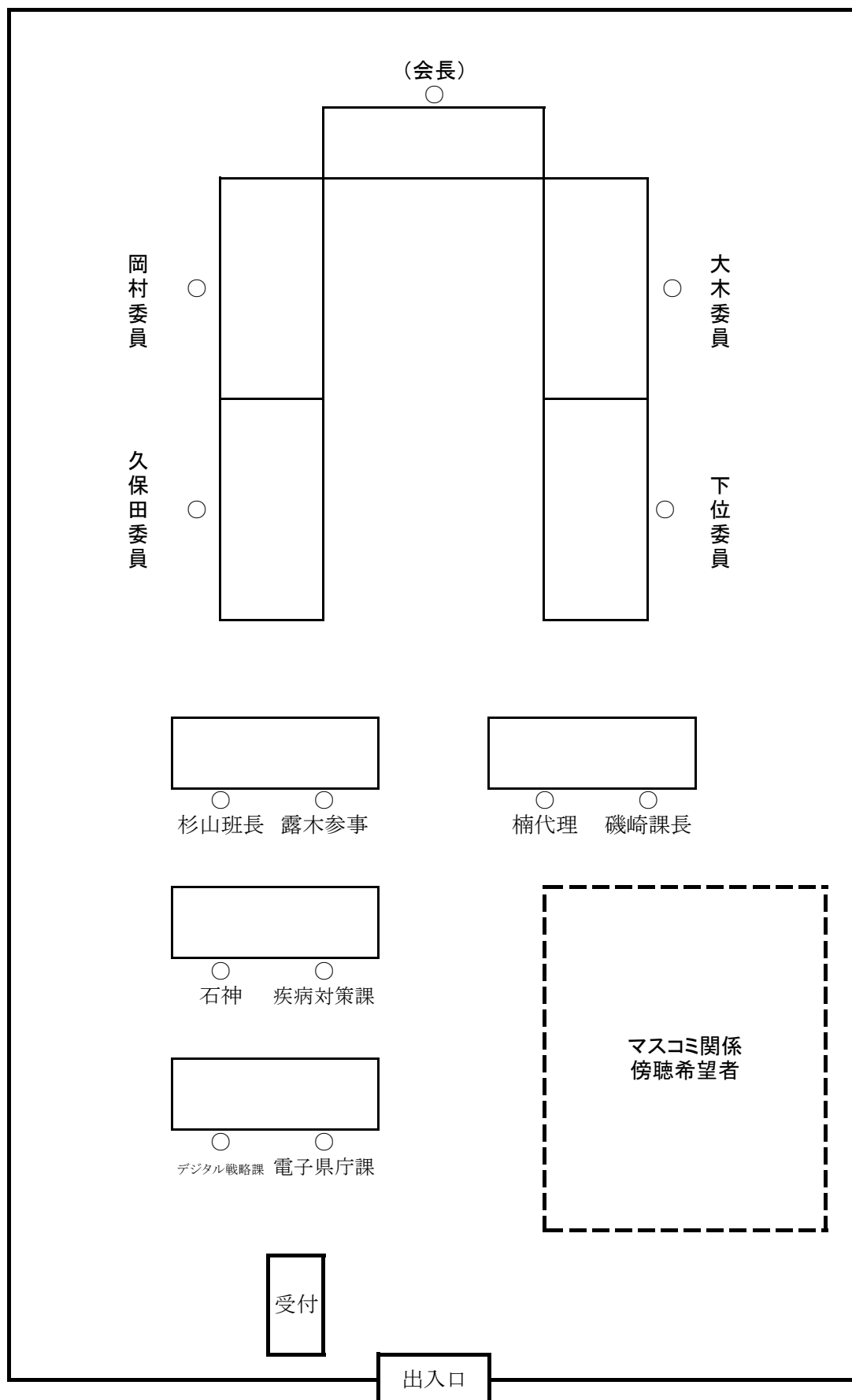
任期 令和6年8月5日～令和8年8月4日

(五十音順、敬称略)

静岡県本人確認情報等保護審議会 会場配置図

日時: 令和7年7月7日(月) 午後2時～

場所: 県庁別館2階 第3会議室B



※ 傍聴希望者は定員5人

総 市 第 245 号
令和 7 年 7 月 7 日

静岡県本人確認情報等保護審議会 会長 様

静岡県知事 鈴木 康友



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用について(諮問)

住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号に基づき、次の事務において本人確認情報を利用したいので、同法第 30 条の 40 第 2 項の規定により諮問します。

1 対象とする事務

静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について

1 概 要

静岡県特定疾患治療研究事業において、マイナンバーの利用及び住民基本台帳ネットワークシステムを通じた本人確認措置を可能とするため、マイナンバー独自利用条例及び住基ネット独自利用条例を改正する。

対象事業	事業の概要
静岡県特定疾患治療研究事業	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく県単独指定特定疾患（橋本病、突発性難聴）のり患者として認定した者に対し、医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分について助成を行う。

2 改正理由

医療費助成の申請や、医療受給者証の変更の届出の審査等に必要な課税証明書、医療保険の資格情報を確認できる資料等の提出を不要にし、申請者の負担軽減を図るため、これらの情報を県がマイナンバーを利用して取得できるようにする。マイナンバーの提供を受ける際の本人確認措置において、住基ネットを利用できるよう、住基ネット独自利用条例を改正する。

3 効果

（１）マイナンバー利用の効果

マイナンバーを利用することで、県民（申請者等）にとっては課税証明書等の提出を省略できるため、申請の手間や負担等が軽減される。また、市町では証明書類の発行事務が不要となり、県では審査に必要となる情報を直接電子データで取得することで、入力作業の省略が可能となることから、行政の効率化が図られる。

（２）住基ネット利用の効果

マイナンバー利用事務において、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、本人確認措置を行うことが法令により義務付けられている。本人確認措置を行うに当たり、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等の提示を受けることが困難な場合は、住基ネットにより確認を行う。

4 条例改正のスケジュール（案）

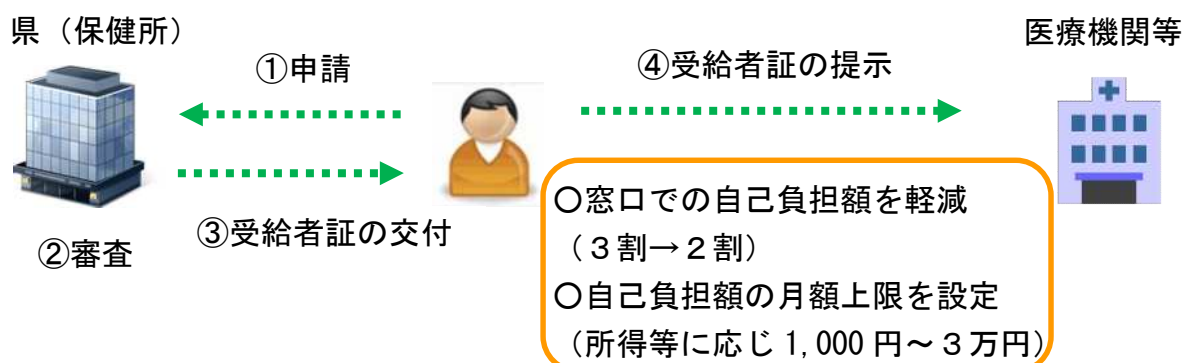
事 務	6 月	7 月	8 月	9 月
県民意見募集手続（※）	→			
本人確認情報等保護審議会		●		
条例改正に係る事務手続き		→	→	
県議会定例会への条例案上程				●

※令和7年6月9日（月）から6月30日（月）まで

条例改正の対象とする事業の概要

事業の名称	静岡県特定疾患治療研究事業
根拠	静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
事務の目的	国の指定する医療費助成の対象とならない疾患について、県が独自に特定疾患として指定し、医療の確立・普及と対象患者の医療費負担軽減を図る。
対象疾患	県が指定した疾患（橋本病、突発性難聴）
要件等	・ 県が指定した対象疾患に罹患しており、各疾患の診断の基準等を満たしている方 ・ 医療保険各法や高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療、又は介護保険の医療サービスを受けており、各種健康保険の被保険者又はその扶養者である方 ・ 申請の際に県に提出いただいた治療データを活用し、原因究明や治療方法の開発等の調査研究を進めることに同意している方
助成対象	保険診療による医療費の自己負担分
財源	県単独
対象件数	新規・更新申請 約 600 件／年

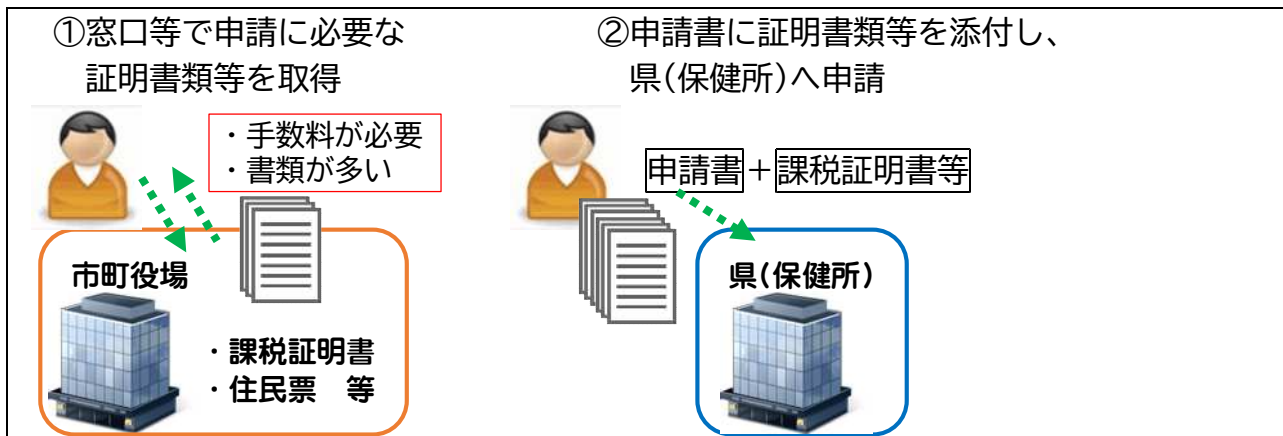
【助成制度の仕組み】



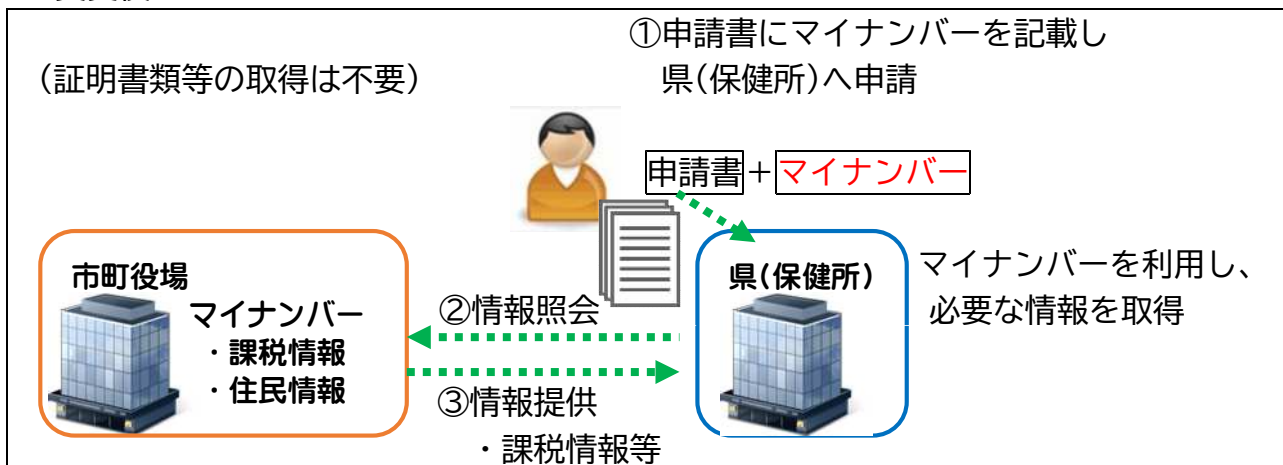
静岡県特定疾患治療研究事業の申請手続におけるマイナンバー利用について

1 条例改正による申請手続の変更イメージ

<変更前>



<変更後>



【実施機関】

- (1) 申請書の受理 県健康福祉センター（保健所）、政令市保健所
- (2) 審査 県疾病対策課（本庁）
- (3) 受給者証の交付 県疾病対策課及び保健所から郵送

2 マイナンバーを利用することのメリット

- ・医療費助成の申請手続等において、申請書等への添付書類を省略できる（住民票、課税証明書、医療保険の加入状況を証明する書類）
- ・受給者が医療機関においてマイナンバーカードを用いて受給資格を証明することが可能となる（令和8年度から）

(参考)

国が指定する特定疾患（特定疾患治療研究事業）の支給認定の申請手続では、マイナンバー法改正により、令和7年6月からマイナンバーによる情報の照会が可能となっている。

住基ネットの概要及びマイナンバー利用事務における本人確認措置について

1 住基ネットの概要

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、全国の市町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構を専用通信回線で結び、各市町村が管理する住民基本台帳、戸籍の附票をネットワーク化することで、全国共通の本人確認を可能としたシステムであり、平成14年から稼働している。

都道府県知事は、住民基本台帳法で定められた事務及び条例で定める事務については、住民票の写し等の添付に代えて、このシステムにより本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等）と附票本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を利用し、市町村の区域を越えた本人確認を行うことができる。

2 本県における住基ネット利用事務

(1) 都道府県が住基ネットを利用できる事務

①法定事務

住民基本台帳法に定められた事務

②準法定事務

住基基本台帳法に定められた事務に準ずる事務

③条例事務

法定事務、準法定事務以外で、条例に規定することで住基ネットの利用を可能としている事務

(2) 準法定事務について

もともと住民基本台帳法に規定されている事務と同一の事務の性質であると解される事務に対し、省令により事務と事務処理者（例：県知事）を定めることで、条例に規定することなく、住基ネットを利用することが可能となる事務。

令和6年5月27日施行で、新規に住民基本台帳法に規定された。

(例) 生活保護事務

対象	日本人	外国人
根拠法令等	生活保護法	国通知（生活保護法を準用）
住基ネットの利用	法定事務	条例事務→準法定事務

3 マイナンバー利用の本人確認措置

(1) 本人確認措置の概要

マイナンバー利用事務において、マイナンバーに紐付けされた情報を活用するため、本人からマイナンバーの提供を受けるときは、本人確認措置（番号確認及び身元確認）を行うことが法令により義務付けられている。

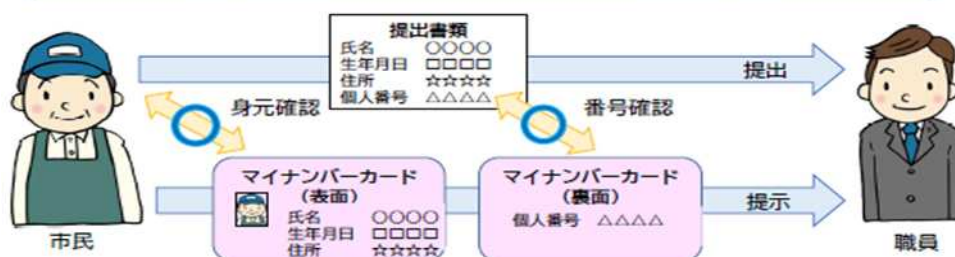
マイナンバーの提供を受ける際には、他人によるなりすましを防止するため、提供されたマイナンバーが本人のものであることを確認しなければならないこととなっています



本人確認

①提供されたマイナンバーが正しいか（番号確認）

②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であるか（身元確認）



(2) 本人確認措置の方法

本人確認措置を行うに当たり、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し等の提示を受けることが困難な場合は、住基ネットにより確認を行うことになる。

(本人確認措置の方法)

番号確認	身元確認
①マイナンバーカード	①マイナンバーカード
②マイナンバーが記載された住民票の写し 等	②運転免許証、旅券等
③（①、②の提示を受けることが困難な場合） 住基ネットにより個人番号と氏名等を確認	③（①、②の提示を受けることが困難な場合） 以下の書類を2つ以上 公的医療保険の被保険者証、 児童扶養手当証、特別児童扶養手当証等

主な本人確認書類の例

①、②の提示が困難な場合は住基ネットで確認



※マイナンバーカードの場合は、1枚で番号確認と身元確認が可能



〔通知カードは令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書を送付する方法で行われている。ただし、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できる〕

住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の利用可能な県事務一覧【法定事務】

令和7年4月

	住基法 別表第5	法令	業務内容	本県利 用事務	開始 年月	主管課	番号 利用法
1	第 1 号	新型インフルエンザ等対策特別措置法	予防接種対象者確認			健康福祉部感染症対策課	○
2	第 1 号の 2	災害対策基本法	災害被災者安否情報回答			危機管理部危機対策課	
3	第 1 号の 3	災害救助法	扶助金の支給			健康福祉部福祉長寿政策課	○
4	第 1 号の 4	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援金支給			健康福祉部福祉長寿政策課	○
5	第 1 号の 5	特定非営利活動促進法	NPO法人認証	○	R4.11	くらし・環境部県民生活課	
6	第 2 号	労働金庫法	労働金庫代理業届出			経済産業部商工金融課	
7	第 3 号	貸金業法	貸金業者登録			経済産業部商工金融課	
8	第 3 号の 2	公金受取口座登録法	特定公的給付の情報管理対象の確認				○
9	第 4 号	恩給法	恩給給付	○	H19.9	総務部職員厚生課 教育委員会教育厚生課	○
10	第 4 号の 2	地方税法、静岡県税賦課徴収条例	県税賦課徴収、犯則事件	○	H20.4	財務部税務課 財務事務所	○
11	第 4 号の 3	地方税法特別税暫定措置法	地方税法特別税賦課徴収、犯則事件	○	H28.1	財務事務所	○
12	第 5 号	消防法	危険物取扱者・消防施設士免状交付	○	H17.7	危機管理部消防保安課	
13	第 6 号	旅券法	一般旅券(パスポート)発給	○	H15.4	企画部多文化共生課	
14	第 6 号の 2	高等学校等就学支援金支給法	高等学校等就学支援金交付	○	R1.8	健康福祉部私学振興課	○
15	第 6 号の 3	死体解剖保存法	死体解剖の認定を受けた者の住所変更 確認			健康福祉部医療政策課	○
16	第 6 号の 4	保健師助産師看護師法	准看護師免許又は試験実施に関する事務	○	R6.9	健康福祉部地域医療課	○
17	第 6 号の 5	予防接種法	予防接種対象者確認			健康福祉部感染症対策課	○
18	第 6 号の 6	感染症予防法	感染症療養費支給			健康福祉部感染症対策課 (健康福祉センター)	○
19	第 6 号の 7	難病患者医療法	特定医療費支給	○	H28.4	健康福祉部疾病対策課 (健康福祉センター)	○
20	第 7 号	原子爆弾被爆者援護法	原子爆弾被害手当給付	○	H18.12	健康福祉部疾病対策課	
21	第 7 号の 2	原子爆弾被爆者援護法	一般疾病医療費支給			健康福祉部疾病対策課	
22	第 7 号の 3	栄養士法	栄養士免許に関する事務			健康福祉部健康増進課	○
23	第 7 号の 4	調理師法	調理師免許又は試験実施に関する事務			健康福祉部衛生課	○
24	第 7 号の 5	製菓衛生師法	製菓衛生師免許又は試験実施に関する事務			健康福祉部衛生課	○
25	第 7 号の 6	クリーニング業法	クリーニング師免許又は試験実施に関する事務			健康福祉部衛生課	○
26	第 7 号の 7	水道法	給水装置工事事業者の指定、変更				
27	第 7 号の 8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	登録販売者の試験又は登録に関する事務			健康福祉部薬事課	○
28	第 7 号の 9	雇用対策法	職業転換給付金支給	○	R6.12	経済産業部職業能力開発課	○
29	第 8 号	職業能力開発促進法	職業訓練指導員免許交付			経済産業部職業能力開発課	
30	第 8 号の 2	児童福祉法	里親認定、小児慢性医療費助成、療育給付、児童措置費 障害児施設給付費支給、入所措置 療育手帳交付	○	H28.11 H29.12 R4.4	健康福祉部こども家庭課 健康福祉部こども未来課 (健康福祉センター) 健康福祉部障害福祉課 (健康福祉センター)	○
31	第 8 号の 3	国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務			健康福祉部こども未来課	○
32	第 8 号の 4	児童福祉法	母子生活支援施設、助産施設入所	○	H30.1	健康福祉部こども家庭課 (健康福祉センター)	○
33	第 9 号	児童扶養手当法	児童扶養手当給付	○	H20.9	健康福祉部こども家庭課	○
34	第 9 号の 2	児童手当法	職員児童手当認定・受給			総務部職員厚生課	○
35	第 9 号の 3	母子父子寡婦福祉法	母子父子寡婦福祉資金貸付、母子父子家庭自立支援給付金、家庭日常生活支援事業	○	H28.11	健康福祉部こども家庭課 (健康福祉センター)	○
36	第 9 号の 4	母体保護法	受胎調節実地指導の指定に関する事務			健康福祉部こども家庭課	○
37	第 9 号の 5	生活保護法	生活保護	○	H28.5	健康福祉部地域福祉課 (健康福祉センター)	○
38	第 9 号の 6	身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付	○	H28.1	健康福祉部障害福祉課	○
39	第 9 号の 7	精神保健障害者福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付、措置入院	○	H28.11	健康福祉部障害福祉課(健康福祉センター、精神保健福祉センター)	○

40	第 9 号の 8	知的障害者福祉法	療育手帳交付	○	R4.4	健康福祉部障害福祉課	○
41	第 10 号	特別児童扶養手当支給法	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給	○	H20.9	健康福祉部障害福祉課	○
42	第 10 号の 2	障害者総合支援法	精神障害者通院医療費公費負担事務	○	H28.11	健康福祉部障害福祉課 (精神保健福祉センター)	○
43	第 10 号の 3	介護保険法	介護支援専門員資格に関する事務			健康福祉部介護保険課	○
44	第 10 号の 4	中国残留邦人等自立支援法	中国残留邦人永住帰国援護事務(永住帰国者)	○	H28.1	健康福祉部地域福祉課 (健康福祉センター)	○
45	第 10 号の 5	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金等進達事務	○	H28.1	健康福祉部地域福祉課	○
46	第 10 号の 6	未帰還者留守家族等援護法	遺骨・遺留品伝達事務(未帰還者留守家族等援護法による手当等の支給)	○	H28.1	健康福祉部地域福祉課	○
47	第 10 号の 7	戦没者妻特別給付金支給法	戦没者等の妻に対する特別給付金支給事務	○	H27.4	健康福祉部地域福祉課	○
48	第 10 号の 8	戦傷病者特別援護法	戦傷病者に対する療養の給付等支給事務、戦傷病者手帳交付事務	○	H28.1	健康福祉部地域福祉課	○
49	第 10 号の 9	戦没者遺族特別弔慰金支給法	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務	○	H27.4	健康福祉部地域福祉課	○
50	第 10 号の 10	戦傷病者妻特別給付金支給法	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務	○	H27.4	健康福祉部地域福祉課	○
51	第 10 号の 11	戦没者父母特別給付金支給法	戦没者の父母等に対する特別給付金支給事務	○	H28.1	健康福祉部地域福祉課	○
52	第 10 号の 12	卸売市場法	卸売市場の認定			経済産業部農業戦略課 経済産業部畜産振興課	
53	第 11 号	家畜商法	家畜商登録	○	H16.7	経済産業部畜産振興課	
54	第 12 号	林業種苗法	林業種苗生産事業者登録			経済産業部森林整備課	
55	第 13 号	森林法	保安林指定、解除許可			経済産業部森林保全課	
56	第 14 号	計量法	特定計量器製造・販売事業届出			経済産業部商工振興課	
57	第 15 号	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立地届出	○	H15.7	経済産業部地域産業課	
58	第 16 号	フロン類使用管理法	フロン回収業登録	○	H16.7	くらし・環境部環境政策課	
59	第 17 号	火薬類取締法	火薬類製造保安責任者免状交付			危機管理部消防保安課	
60	第 18 号	電気工事士法	電気工事士免許登録	○	H15.12	経済産業部地域産業課	
61	第 19 号	電気工事業法	電気工事業登録	○	H15.12	経済産業部地域産業課	
62	第 20 号	液化石油ガス適正化法	液化石油ガス設備士免状交付			危機管理部消防保安課	
63	第 20 号の 2	所有者不明土地特措法	所有者不明土地に関する許可等	○	R6.4	交通基盤部公共用地課 (土木事務所)	
64	第 21 号	建設業法	建設業許可	○	H15.8	交通基盤部建設業課 (土木事務所)	
65	第 22 号	浄化槽法	浄化槽工事業登録	○	H28.4	くらし・環境部住まいづくり課 (土木事務所)	
66	第 23 号	建設工事資材再資源化等法	解体工事業者登録	○	H15.8	交通基盤部建設業課 (土木事務所)	
67	第 24 号	宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録	○	H16.3	くらし・環境部住まいづくり課 (土木事務所)	
68	第 25 号	旅行業法	旅行業、旅行代理業登録			スポーツ・文化観光部観光政策課	
69	第 25 号の 2	住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業を営む旨の届出			健康福祉部衛生課	
70	第 26 号	通訳案内士法	通訳案内士登録	○	H20.10	スポーツ・文化観光部観光政策課	○
71	第 27 号	不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者登録	○	H17.4	交通基盤部土地対策課	
72	第 27 号の 2	国土調査法	地籍調査の土地所有者確認				
73	第 28 号	公営住宅法	公営住宅入居者資格確認	○	H28.1	くらし・環境部公営住宅課 (土木事務所)	○
74	第 28 号の 2	住宅地区改良法	公営住宅入居審査			くらし・環境部公営住宅課	○
75	第 28 号の 3	特定優良賃貸住宅供給促進法	特定優良賃貸住宅入居審査			くらし・環境部住まいづくり課	○
76	第 29 号	高齢者居住安定確保法	終身建物賃貸借事業認可			くらし・環境部住まいづくり課	
77	第 30 号	建築基準法	建築基準適合判定資格者登録			くらし・環境部住まいづくり課	
78	第 31 号	建築士法	建築士免許交付、建築士事務所登録			くらし・環境部住まいづくり課	
79	第 32 号	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害補償給付				
80	第 33 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理認定審査			くらし・環境部廃棄物リサイクル課	
81	第 34 号	福島復興再生特別措置法	対象者確認			(福島県のみ)	
合 計		81事務		42事務			

	住基法 別表第6	法令	業務内容	本県利 用事務	開始 年月	主管課	番号 利用法
1	第 1 号	公金受取口座登録法	特定公的給付の情報管理対象の確認				○
2	第 2 号	特別支援学校就学奨励法	就学奨励費支給	○	R6.12	教育委員会特別支援教育課	○
3	第 3 号	学校保健安全法	医療費用援助	○	H29.12	教育委員会教育総務課 教育委員会健康体育課	○
4	第 4 号	教育職員免許法	教職員免許に関する事務			教育委員会義務教育課	○
5	第 5 号	高等学校等就学支援金支給法	高等学校就学支援金支給	○	H31.4	教育委員会高校教育課	○
6	第 6 号	児童手当法	児童手当認定・受給			教育委員会教育厚生課	○
	合 計	6事務		3事務			

住民基本台帳ネットワークシステム 本人確認情報の利用可能な県事務一覧【条例事務】

令和7年4月

独自利用条例 別表第1	法令等	利用事務内容	条例追 加年月	主管課	番号利 用条例
1 第 1 項	静岡県恩給条例	恩給給付	H20.4	総務部職員厚生課	
2 第 2 項	静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	浄化槽保守点検業者登録	H20.9	(くらし・環境部生活環境課) 健康福祉センター	
3 第 3 項	静岡県私立高等学校等学び直し支援金事務 処理要綱	学び直し支援金	H30.6	健康福祉部私学振興課	○
4 第 4 項	静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業 実施要綱	奨学給付金	H30.6	健康福祉部私学振興課	○
5 第 5 項	静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助 金交付要綱	私立高等学校授業料減免補 助金	R2.10	健康福祉部私学振興課	○
6 第 6 項	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補 助金交付要綱	私立専修学校等授業料減免 補助金	R2.10	健康福祉部私学振興課	○
7 第 7 項	鳥獣保護法	狩猟免許等変更届出	H20.12	(くらし・環境部自然保護課) 農林事務所	
8 第 8 項	生活保護法、生活に困窮する外国人に対する生活保護 の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)	外国人に対する生活保護	R5.3	健康福祉部地域福祉課 (健康福祉センター)	○
9 第 9 項	児童扶養手当法	児童扶養手当過誤払返納金	H27.4	健康福祉部こども家庭課	
10 第 10 項	母子父子寡婦福祉法	福祉資金貸付金償還	H27.4	健康福祉部こども家庭課 (健康福祉センター)	
11 第 11 項	戦傷病者特別援護法	戦傷病者手帳	H27.4	健康福祉部地域福祉課	
12 第 12 項	介護保険法	介護支援専門員資格	H27.4	健康福祉部介護保険課	
13 第 13 項	静岡県心身障害者扶養共済制度条例	心身障害者扶養共済	H28.4	健康福祉部障害福祉課	
14 第 14 項	原子爆弾被爆者援護法	被爆者健康手帳交付	H20.9	健康福祉部疾病対策課	
15 第 15 項	静岡県看護職員修学資金貸与規則 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則 静岡県介護福祉士修学資金貸与規則	看護職員修学資金 介護福祉士修学資金貸与	H23.3 H23.3	健康福祉部地域医療課 健康福祉部介護保険課	
16 第 16 項	医薬品医療機器等法	配置従事者身分証明書発行	H20.4	健康福祉部薬事課 (健康福祉センター)	
17 第 17 項	農業取締法	農業販売者届出	H20.4	経済産業部食と農の振興課 (農林事務所)	
18 第 18 項	肥料の品質の確保等に関する法律	肥料生産登録	H20.4	経済産業部食と農の振興課	
19 第 19 項	漁業法	漁業調整	H27.4	経済産業部水産資源課	
20 第 20 項	漁船法	漁船登録	H27.4	経済産業部水産資源課	
21 第 21 項	遊漁船業適正化法	遊漁船業者登録	H27.4	経済産業部水産資源課	
22 第 22 項	採石法	採石業者登録	H20.4	交通基盤部河川砂防管理課 (土木事務所)	
23 第 23 項	砂利採取法	砂利採取業者登録	H20.4	交通基盤部河川砂防管理課 (土木事務所)	
24 第 24 項	静岡県屋外広告物条例	屋外広告業登録	H20.4	(交通基盤部景観まちづくり課) 土木事務所	
合計	24事務				

独自利用条例 別表第2	法令等	提供事務内容	条例追 加年月	主管課	番号利 用条例
1 第 1号 1項	静岡県教職員退職料条例	退職料給付	H20.4	教育委員会教育厚生課	
2 第 2項	静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等 奨学金貸与規則	教育資金・奨学金	H27.4	教育委員会高校教育課	○
3 第 3項	静岡県高等学校等定時制課程及び通信制課程 修学資金貸与規則	修学資金	H27.4	教育委員会高校教育課	○
4 第 4項	静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務 処理要綱	学び直し支援金	H30.6	教育委員会高校教育課	○
5 第 5項	静岡県高等学校等奨学給付金事務処理要綱	奨学給付金	H30.6	教育委員会高校教育課	○
6 第 6項	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修 学補助金交付要綱	定時通信制就学補助金	H30.6	教育委員会高校教育課	○
7 第 7項	高等学校遠距離通学費補助金交付要綱	遠距離通学費補助金	H30.6	教育委員会高校教育課	○
8 第 8項	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事 務処理要綱	専攻科修学支援金	R3.10	教育委員会高校教育課	○
9 第 9項	静岡県特別支援教育就学奨励費補助金事務 処理要綱事務処理要綱	特別支援教育就学奨励費補 助金	H29.6	教育委員会特別支援教育課	○
10 第 2 号	地方自治法	住民監査請求	H20.4	監査委員事務局監査課	
11 第 3 号	道路交通法	放置違反金徴収	H27.4	公安委員会交通指導課	
合計	11事務				

住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用条例の改正について
(国の準法定事務等と重複した県の独自利用事務の削除)

令和7年7月7日(月)
静岡県総務部市町行財政課

国の準法定事務等と重複した県の独自利用事務の削除

概 要

準法定事務の創設又は法令改正に伴い、県条例と重複することとなった準法定事務及び法定事務と同一の事務については住基ネット独自利用条例から削除する。

事 務	削除理由
外国人生活保護	準法定事務に規定
私立高等学校等学び直し支援金	準法定事務に規定
公立高校等学び直し支援金	準法定事務に規定
私立高等学校等奨学給付金	準法定事務に規定
公立高等学校等奨学給付金	準法定事務に規定
公立高等学校等専攻科修学支援金	準法定事務に規定
介護支援専門員登録等	法定事務に規定

都道府県が住基ネットを利用できる事務

①法定事務

住民基本台帳法に定められた事務

②準法定事務※

住基基本台帳法に定められた事務に準ずる事務

③条例事務

法定事務、準法定事務以外で、条例に規定することで住基ネットを利用可能としている事務

住民基本台帳ネットワークシステム の運用状況について

令和7年7月7日(月)
静岡県総務部市町行財政課

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

1 住基ネットとは

- 住民基本台帳ネットワークシステムは平成14年8月5日に稼動開始。
- 住民基本台帳（住民票）、戸籍の附票を全国でネットワーク化。
- 住民基本台帳法に基づき、住民票コード等を検索キーとして全国共通の本人確認が可能。
- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に「本人確認情報」を送信。（法第30条の6、7）
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律、省令及び条例で限定。（住基法第30条の15、第30条の15の2）

2 本人確認情報とは

- 氏名・生年月日・性別・住所・氏名の振り仮名
- 個人番号（マイナンバー：12桁の数字）
- 住民票コード（11桁のランダムな数字）
- 変更情報（転入・転出等の情報）

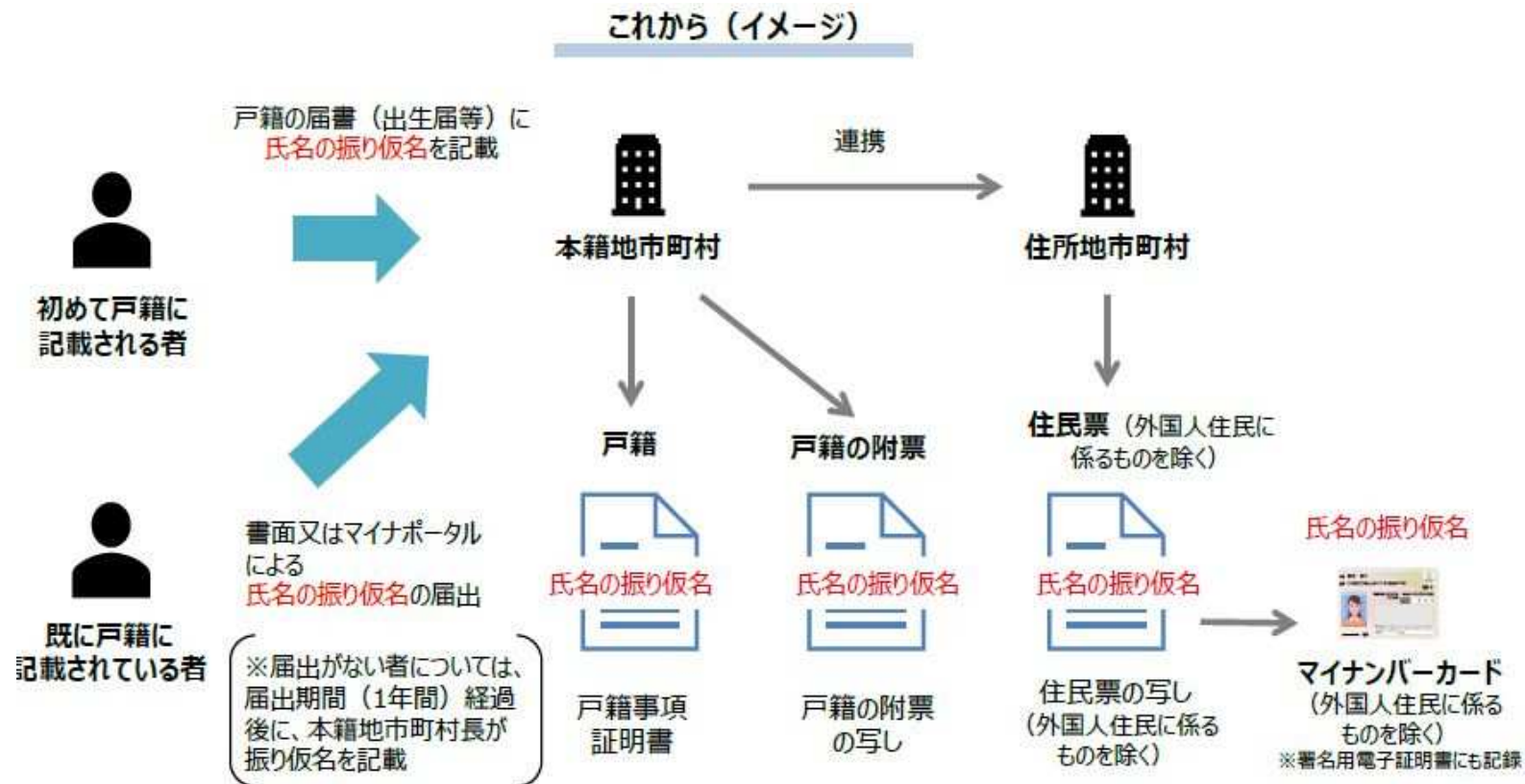
3 住基ネット利用のメリット

- 本人確認情報の利用により住民票の写し、年金の現況届等の添付の省略が可能になる。
- 住民票の写しの広域交付のサービスを受けることができる。
- 住民票の写しのコンビニ交付
- 市町村の住民基本台帳事務の効率化（本人確認、転入転出等）

戸籍の記載事項等への「氏名の振り仮名」の追加

氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証するニーズの高まり

 戸籍法や住民基本台帳法が改正され、戸籍や戸籍の附票、住民票の記載事項に新たに「氏名の振り仮名」が追加（令和7年5月26日施行）



氏名の振り仮名が公証され、様々なサービスにおいて本人確認事項として利用することが可能に

住民基本台帳ネットワークシステムの役割 本人確認情報の提供・利用実績

国の行政機関等への本人確認情報の提供(R5実績)

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供（年金支給事務、税務事務など）→ 年間 約16億件
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供（地方税の賦課徴収、選挙事務など）→ 年間約8,778万件
- ③ 行政手続における住民票の写しの省略（パスポートの受給申請、免許等の申請など）→ 年間約1,200万件
- ④ 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → 全国で約1,400万件
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → 全国で約4,000万人分

静岡県の実績

- ・ 本県では、財務事務所、土木事務所等の61所属において、本人確認情報を行政事務に利用している。
- ・ 条例事務は平成20年4月より開始している。
- ・ 令和6年度の利用実績は、法令事務566,224件、条例事務3,237件

年度	法令事務		条例事務		主な利用事務
	事務数	利用件数	事務数	利用件数	
H15～R4	6～41	2,398,137	0～34	304,995	【法令事務】 ・ 県税賦課徴収事務のための居住確認 ・ 身体障害者手帳交付申請者の居住確認 など 【条例事務】 ・ 看護職員修学資金申請者の居住確認 ・ 心身障害者扶養共済加入申込者の居住確認 など
R5	41	679,247	35	3,294	
R6	45	566,224	35	3,237	
計		3,643,608		311,526	

県における本人確認情報に関する保護対策

1 職員研修

①新年度研修(対象者:県職員)

- ・ 令和7年4月に県内7か所の会場で開催し、285名が参加。
- ・ 新規で住基ネットを利用する者及び各所属の業務管理者等が必ず出席するよう義務付け。（継続利用者には、業務管理者等が研修を実施）
- ・ 住基ネットの概要、セキュリティ概論、県のセキュリティ要綱について説明。
- ・ 新規利用者は研修終了後、静脈登録を実施し、住基端末の操作方法についても説明を受ける。

②セキュリティ研修（対象者：市町住基ネット担当者）

- ・ 令和6年11月13日にWeb開催し、29市町74名が参加
- ・ 国の地域情報化アドバイザーを講師に招聘
- ・ セキュリティの基礎、情報漏洩の実例等を聴講

県における本人確認情報に関する保護対策

2 内部監査(県所属対象)

○セキュリティ要綱に基づき、年1回、全ての県利用所属を対象に監査を実施

- ・ 下記3項目を重点に監査を実施
 - ①セキュリティ対策に関する研修の実施
 - ②利用制限の遵守
 - ③本人確認情報検索・抽出の記録

○令和6年度監査の実施状況

- ・ 令和6年12月～令和7年2月に全58所属に対して実施
- ・ 不適切な事項を指摘した所属 21所属
- ・ 主な指摘事項は「検索する事務の根拠法令（条例）の選択誤り」、「検索記録の管理簿への記載漏れ」など

○令和7年度も同様に全所属に対して実施予定

マイナンバーカードの 利活用について

令和7年7月7日(月)
静岡県総務部市町行財政課

マイナンバーカードの保有状況について（令和7年3月末時点）

○ 団体区分別

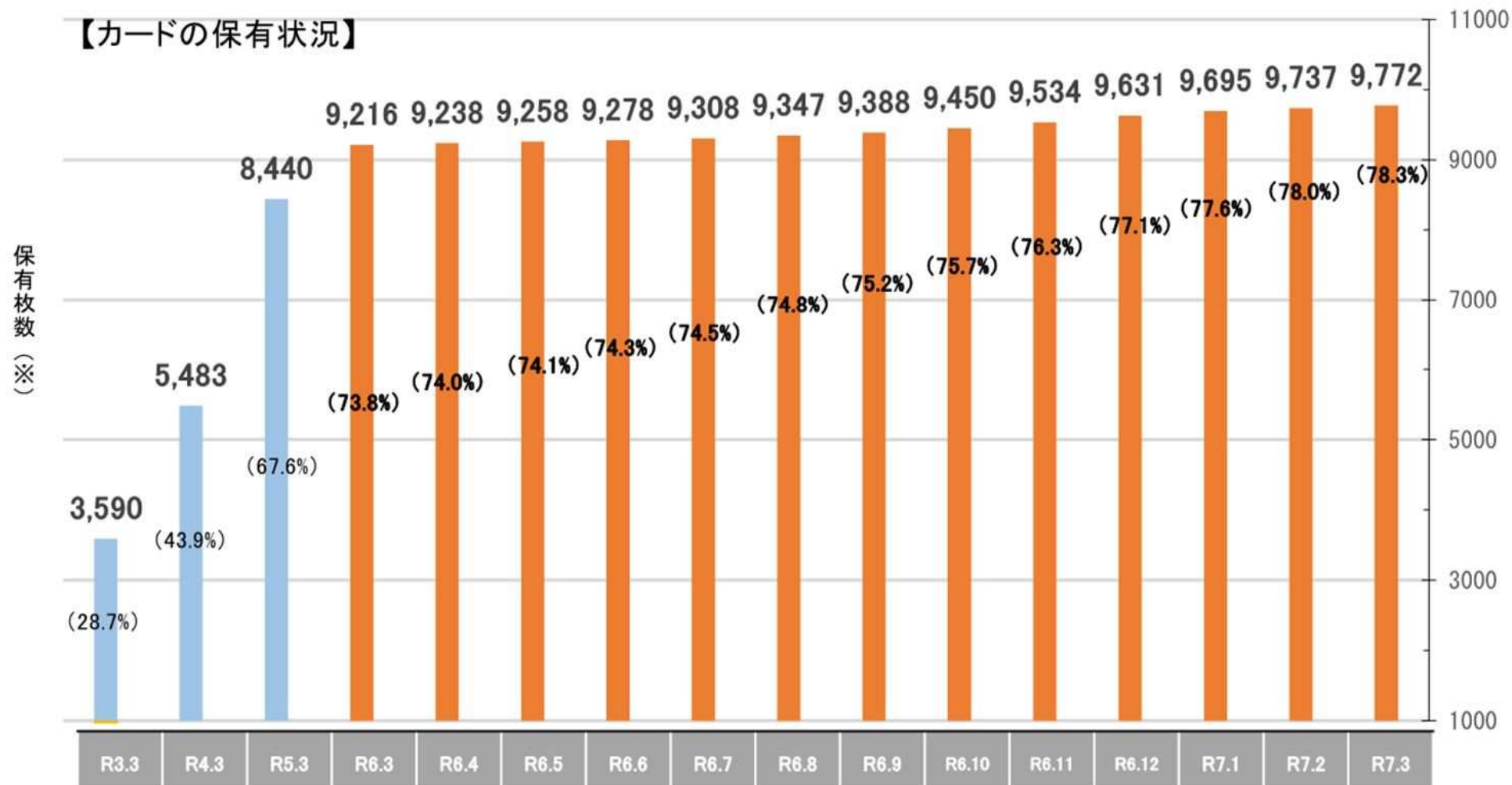
区分	人口（R6.1.1時点）	保有枚数 （※1）	人口に対する 保有枚数率（※2）
合計	124,885,175	97,722,937	78.3%
指定都市	27,458,161	21,367,000	77.8%
特別区・市 （指定都市を除く）	87,107,762	68,221,526	78.3%
町村	10,319,252	8,125,253	78.8%

※1 国外利用分含む

※2 令和6年1月1日時点の住基人口（124,885,175人）に対する割合（国外利用分除く）

マイナンバーカードの保有状況

○ 3月末時点の保有枚数は**9,772万**、人口に対する割合は**78.3%**



※ 令和5年度及び令和6年度の各月は年度末及び月末時点における保有枚数及び人口に対する保有枚数の割合

【都道府県】マイナンバーカードの保有状況（令和7年3月末時点）

参考

	都道府県名	人口 (R6.1.1時点)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
1	宮崎県	1,058,710	892,158	84.3%
2	鹿児島県	1,576,361	1,295,243	82.2%
3	秋田県	924,620	754,570	81.6%
4	佐賀県	801,051	653,420	81.6%
5	山形県	1,027,509	835,998	81.4%
6	富山県	1,019,004	828,916	81.3%
7	岐阜県	1,967,862	1,594,934	81.0%
8	山口県	1,310,109	1,061,578	81.0%
9	福井県	752,390	609,176	81.0%
10	静岡県	3,606,469	2,912,593	80.8%
11	島根県	650,624	525,268	80.7%
12	鳥取県	540,207	435,504	80.6%
13	石川県	1,109,226	893,912	80.6%
14	広島県	2,750,540	2,216,318	80.6%
15	長崎県	1,289,994	1,036,021	80.3%
16	熊本県	1,728,098	1,383,923	80.1%
17	滋賀県	1,410,534	1,127,951	80.0%
18	新潟県	2,137,672	1,707,375	79.9%
19	愛媛県	1,312,298	1,047,450	79.8%
20	青森県	1,205,578	959,207	79.6%
21	栃木県	1,916,787	1,521,236	79.4%
22	大分県	1,112,827	882,943	79.3%
23	福島県	1,795,219	1,424,149	79.3%
24	和歌山県	913,297	722,940	79.2%

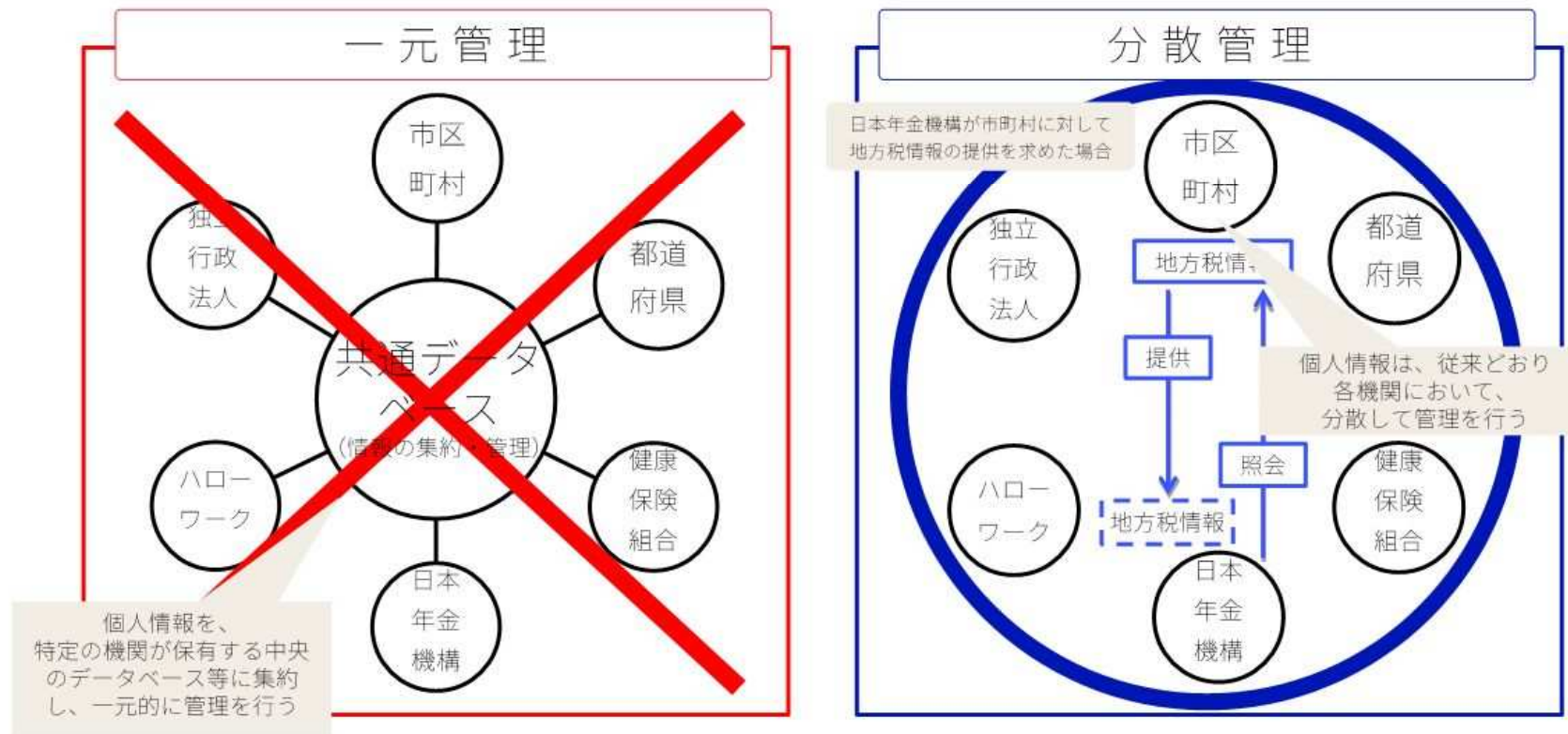
	都道府県名	人口 (R6.1.1時点)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
25	香川県	948,585	750,044	79.1%
26	山梨県	806,369	636,949	79.0%
27	奈良県	7,500,882	5,922,202	79.0%
28	愛知県	1,315,207	1,037,584	78.9%
29	宮城県	2,242,389	1,767,762	78.8%
30	兵庫県	5,426,863	4,270,017	78.7%
31	岡山県	1,851,125	1,454,617	78.6%
32	茨城県	6,310,158	4,957,622	78.6%
33	岩手県	2,865,690	2,249,255	78.5%
34	千葉県	1,919,232	1,503,922	78.4%
35	群馬県	1,172,349	917,638	78.3%
36	三重県	5,095,379	3,983,481	78.2%
37	福岡県	1,757,527	1,372,019	78.1%
38	神奈川県	9,208,688	7,173,157	77.9%
39	北海道	5,093,983	3,911,969	76.8%
40	長野県	2,028,135	1,557,398	76.8%
41	徳島県	7,378,639	5,665,086	76.8%
42	埼玉県	710,012	543,898	76.6%
43	大阪府	8,775,708	6,709,977	76.5%
44	東京都	13,911,902	10,570,085	76.0%
45	京都府	2,488,075	1,871,616	75.2%
46	高知県	675,623	499,380	73.9%
47	沖縄県	1,485,669	995,106	67.0%

※国外利用分除く

マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

✖ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

○ マイナンバー制度の導入後、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、利用特定個人情報提供主務省令で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行っている→『**分散管理**』の方法を採用。



マイナンバーカードの利用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できる
オンライン資格確認の運用開始(R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の
資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証
などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や
薬剤情報の閲覧等も可能に(R3.10～)

マイナポータル

- 子育て関連手続きや**引越手続き**を
オンライン申請できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の
情報(世帯情報・税・社会保障等)の
確認**が可能
- **パスポート申請・法人設立申請**など
国の手続きのオンライン申請が可能

コンビニ交付サービス

- コンビニ等で住民票の写しや戸籍
証明書など**各種証明書が取得可能**
(R7.1.15 対象人口:11,916万人)

民間サービスにおける オンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、
証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバー
カードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は
3年間で約5倍になるなど、着実に普及
(R7.3.31現在、**民間事業者716社**がサービスを提供)

行政サービスにおける 各種カードとしての利用

- **図書館カード**等、自治体のサービス
で利用できる
- 自治体の「**書かない窓口**」で活用さ
れ、申請書の自動入力が可能に

職員証・社員証 としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁
(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用
(NEC、NTTcom、内田洋行、
NTTデータ、日本郵政グループ等
が活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R6.6.21閣議決定)に基づく工程表に沿って推進
運転免許証(～R7.3.24に実現)、**国家資格証**、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワーク受付票**、**在留カード**等
- 救急隊が**マイナンバーカード**を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動を迅速化・円滑化
- **電子処方箋**の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの電子証明書の搭載をR5年5月に開始。iPhoneへの搭載はR7年春に開始予定。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

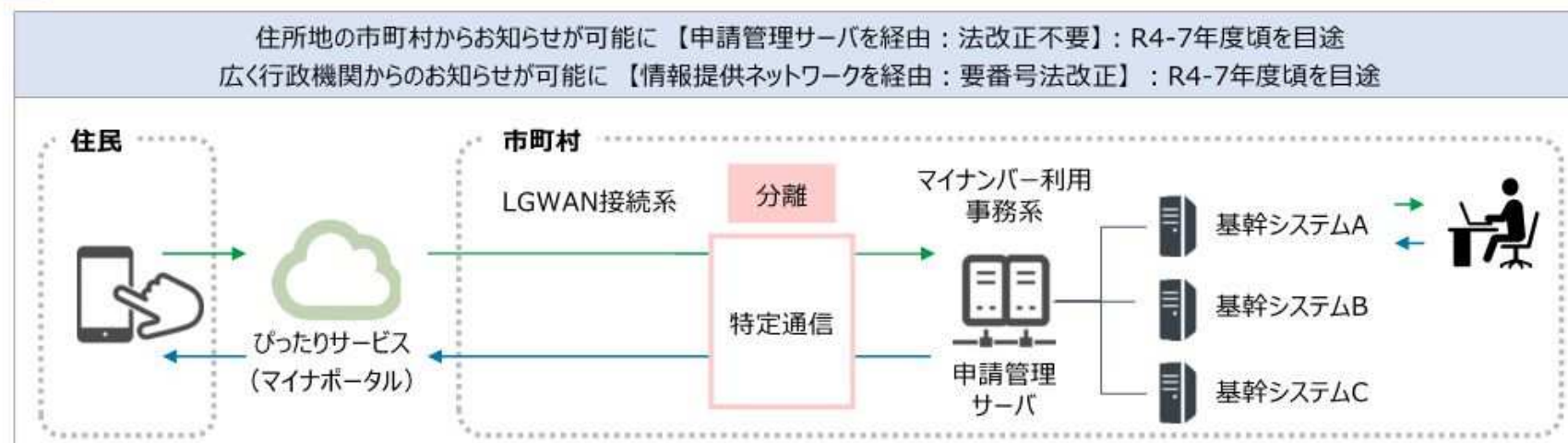
カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所サービス」構想

デジタル庁では、マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくるために、まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みをつくります

1 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディーにできる



2 スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く



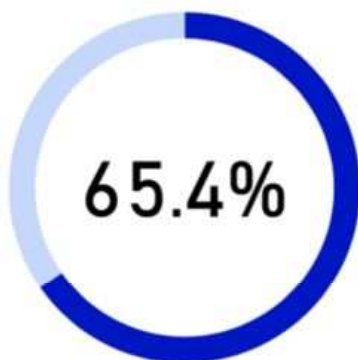
地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況

子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

2024年3月31日時点

デジタル庁

子育て・介護関係の全26手続を
オンライン手続できる自治体の割合



オンライン化が完了した自治体数/全自治体数 1,138 / 1,741

凡例

都道府県名（オンライン化が完了した自治体数/全自治体数）

オンライン化が完了した割合（%）

- 青色：100%
- 薄い青色：80%以上100%未満
- 灰色：80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(148 / 179) 82.7%	茨城県(27 / 44) 61.4%	新潟県(22 / 30) 73.3%	三重県(9 / 29) 31.0%	鳥取県(11 / 19) 57.9%	福岡県(38 / 60) 63.3%
青森県(22 / 40) 55.0%	栃木県(16 / 25) 64.0%	富山県(14 / 15) 93.3%	滋賀県(5 / 19) 26.3%	島根県(12 / 19) 63.2%	佐賀県(14 / 20) 70.0%
岩手県(28 / 33) 84.8%	群馬県(13 / 35) 37.1%	石川県(15 / 19) 78.9%	京都府(8 / 26) 30.8%	岡山県(20 / 27) 74.1%	長崎県(12 / 21) 57.1%
宮城県(15 / 35) 42.9%	埼玉県(30 / 63) 47.6%	福井県(15 / 17) 88.2%	大阪府(17 / 43) 39.5%	広島県(18 / 23) 78.3%	熊本県(39 / 45) 86.7%
秋田県(10 / 25) 40.0%	千葉県(51 / 54) 94.4%	山梨県(26 / 27) 96.3%	兵庫県(27 / 41) 65.9%	山口県(11 / 19) 57.9%	大分県(18 / 18) 100.0%
山形県(17 / 35) 48.6%	東京都(19 / 62) 30.6%	長野県(67 / 77) 87.0%	奈良県(26 / 39) 66.7%	徳島県(19 / 24) 79.2%	宮崎県(23 / 26) 88.5%
福島県(42 / 59) 71.2%	神奈川県(7 / 33) 21.2%	岐阜県(38 / 42) 90.5%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(12 / 17) 70.6%	鹿児島県(11 / 43) 25.6%
		静岡県(23 / 35) 65.7%		愛媛県(20 / 20) 100.0%	沖縄県(17 / 41) 41.5%
		愛知県(37 / 54) 68.5%		高知県(28 / 34) 82.4%	

自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

2024年3月31日時点の数値

○住民基本台帳法（抜粋）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

一の二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び 世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた 旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十の二 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十の三 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律 第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者に

あつては、同項第二号に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの）をいう。以下同じ。）

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。
- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
 - 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)

第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

- 2 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。
- 3 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○静岡県本人確認情報等保護審議会条例

平成14年 7 月22日

条例第44号

静岡県本人確認情報保護審議会条例をここに公布する。

静岡県本人確認情報等保護審議会条例

(題名改正〔令和 6 年条例14号〕)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第 3 項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、静岡県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年条例43号・令和 6 年14号〕)

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経営管理部において処理する。

(一部改正〔平成22年条例 4 号・28 年 1 号・29 年 1 号〕)

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日条例第43号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（令元法16附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日＝令和6年5月27日）

（令5法48の施行の日＝令和6年5月27日）

（静岡県本人確認情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に従前の静岡県本人確認情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日、第1条の規定による改正後の静岡県本人確認情報等保護審議会条例第2条第2項の規定により、静岡県本人確認情報等保護審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の静岡県本人確認情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

本人確認情報等保護審議会の権限等について

1 法律上の権限

知事が住民票コードに係る契約条件としての告知要求禁止違反及びデータベース構成禁止違反に対して禁止命令をかける場合に意見を述べること。

法第30条の38の規定により、

- ・ 市町村長等以外の者(民間事業者)は、契約条件として、第三者に対し住民票コードの告知を求めてはいけない。
- ・ 市町村長等以外の者は、業として、住民票コードの記録されたデータベースであって他に提供される予定のものを構成できない。

○ 知事は、上記規定に違反した者に対し中止勧告をすることができるが、違反者がその勧告に従わない場合、審議会の意見を聴いて当該違反者に対し禁止命令をかけることができる。

2 その他（住民基本台帳法逐条解説 参照）

法第30条の40第2項の規定により、県の審議会は、本人確認情報等の保護に関する事項を調査審議し、又はこれらの事項に関して県知事に建議することができるとされている。具体的には、例えば次のようなものが考えられる。

- (1) 知事が管理する本人確認情報等を利用する場合に制定される条例案を作成する際に、知事の諮問に応じて意見を申し出ること。また、条例に基づく本人確認情報等の利用の具体的なあり方、その際の保護措置のあり方について、知事の諮問により調査審議すること。
- (2) 本人確認情報等の保護措置のあり方について、知事とその組織的、技術的及び制度的な対応を定める際に、知事の諮問により調査審議すること。また、本人確認情報等の処理にあたって個人情報の保護の観点から問題が生じた場合の改善策について、知事の諮問により調査審議すること。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムに対する苦情の処理に関し、苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理方法等について、知事の諮問により調査審議すること。また、市町に関する苦情が寄せられた場合に、県知事から市町長への適切な指導のあり方について、知事の諮問により調査審議すること。
- (4) その他県における苦情の適切な処理や本人確認情報等の利用のあり方を含む本人確認情報の保護に関して、住民基本台帳制度の県における運用状況を見ながら、又は住民の意見を踏まえながら、技術上の措置など運用上改善すべきと認めた点や条例上の措置など制度上改善すべきと認めた点などについて、知事に建議すること。

○静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

平成20年 3 月25日

条例第20号

静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

静岡県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例

(題名改正〔令和 6 年条例14号〕)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第 1 項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）及び法第30条の44の 6 第 1 項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年条例42号・令和 6 年14号〕)

(本人確認情報を利用することができる事務)

第 2 条 法第30条の15第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。

(一部改正〔平成27年条例42号〕)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第 3 条 法第30条の15第 2 項第 2 号の条例で定める知事以外の本県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第 2 のとおりとする。

(一部改正〔平成27年条例42号・60号〕)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第 4 条 法第30条の15第 2 項第 2 号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとし、その方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）に定めるところによる。

(一部改正〔平成27年条例42号・60号〕)

(本人確認情報等の利用及び提供の状況の公表)

第 5 条 知事は、少なくとも毎年度 1 回、法第30条の15第 1 項及び第 2 項、第30条の15の 2 第 2 項及び第 3 項、第30条の44の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第30条の44の 7 第 2 項及び第 3 項の規定による都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(一部改正〔平成27年条例42号・令和 6 年14号〕)

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年10月28日条例第78号抄）

- 1 この条例は、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日（平成26年11月25日）から施行する。

附 則（平成27年 3月20日条例第19号）

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1 の 5 の改正は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年 5月29日）から施行する。

附 則（平成27年 7月21日条例第42号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行の日（平成27年10月 5日）から施行する。ただし、別表第 1 の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第60号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成28年 1月 1日）から施行する。

附 則（平成28年 3月29日条例第30号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年 8月 8日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 7月24日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月23日条例第47号）

この条例は、公布の日又は農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和 2年 7月28日条例第47号）

この条例中別表第 1 の15の改正は肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日から、同表16の改正は漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 2年10月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3年10月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5年 3月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6年 3月28日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（令元法16附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日＝令和6年5月27日）

（令5法48の施行の日＝令和6年5月27日）

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔平成26年条例78号・27年19号・42号・28年30号・30年42号・47号・令和2年47号・56号・5年18号〕）

- 1 静岡県恩給条例（昭和30年静岡県条例第3号）による年金である給付の支給に関する事務であって、次に掲げるもの
 - (1) 給付の請求に係る事実についての審査
 - (2) 給付を受ける権利に係る申出又は届出に係る事実についての審査
 - (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 2 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）第2条第1項若しくは第3項の登録の申請又は同条例第6条第1項の規定による届出に係る事実についての審査
- 3 静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 4 静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 5 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 6 静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第46条第1項若しくは第61条第4項の規定による届出又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第7条第11項若しくは第12項若しくは第15条第6項の規定による届出に係る事実についての審査

- 8 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて、次に掲げるもの
- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施の対象となる外国人要保護者（同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる外国人をいう。第3号及び第4号において同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止の対象となる外国人要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる外国人被保護者（同法第6条第1項に規定する被保護者に準ずる外国人をいう。次号において同じ。）に関する情報の収集又は整理に関する事務
 - (9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる外国人被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (10) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 9 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の過誤払による返納金債権に係る債務者の生存の事実又は氏名、男女の別、生年月日若しくは住所の確認
- 10 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項又は第32条第1項の規定による貸付債権に係る債務者（資金の貸付けを受けている者を除く。）の生存の事実又は氏名、男女の別、生年月日若しくは住所の確認
- 11 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実の確認又は氏名、男女の別、生年月日若しくは住所の確認

- 12 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の登録の申請、同法第69条の4の規定による届出、同法第69条の7第1項の規定による申請又は同法第69条の8第1項の申請に係る事実についての審査
- 13 静岡県心身障害者扶養共済制度条例（昭和44年静岡県条例第48号）第5条第1項の加入の申込み又は同条例第20条第3項第2号若しくは第4項の規定による届出に係る事実についての審査
- 14 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項の被爆者健康手帳の交付の申請、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条第1項若しくは第5条第1項の規定による届出若しくは同令第6条の再交付の申請又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第7条第1項の規定による届出に係る事実についての審査
- 15 静岡県看護職員修学資金、静岡県看護職員特別修学資金又は静岡県介護福祉士修学資金（以下この項においてこれらを「修学資金」という。）の貸与に関する事務であって、次に掲げるもの
 - (1) 修学資金の貸与の申請に係る事実についての審査
 - (2) 修学資金の貸与を受けている者若しくは受けた者又はそれらの連帯保証人（次号において「修学生等」という。）が規則で定めるところにより行う届出に係る事実についての審査
 - (3) 修学資金の返還金又はその延滞利息の徴収に関して必要となる修学生等又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第33条第1項の身分証明書の交付又は書換え交付の申請に係る事実についての審査
- 17 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第17条第1項の規定による届出に係る事実についての審査
- 18 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項の登録の申請又は同法第13条第1項、第16条の2第1項若しくは第3項、第22条若しくは第23条の規定による届出に係る事実についての審査
- 19 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は第119条第1項の許可の申請に係る事実についての審査
- 20 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項又は第17条第1項の規定による申請に係る事実についての審査
- 21 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第4条第1項の規定による申請に係る事実についての審査
- 22 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録の申請又は同法第32条の7第1項の規定による届出に係る事実についての審査
- 23 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録の申請又は同法第9条第1項の規定による届出に係る事実についての審査

24 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第22条第1項若しくは第3項の登録の申請又は同条例第22条の5第1項の規定による届出に係る事実についての審査

別表第2（第3条関係）

（一部改正〔平成27年条例19号・29年32号・30年42号・令和3年34号〕）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
1 教育委員会	1 静岡県教職員退職料条例（昭和27年静岡県条例第38号）による年金である給付の支給に関する事務であって、次に掲げるもの (1) 給付の請求に係る事実についての審査 (2) 給付を受ける権利に係る申出又は届出に係る事実についての審査 (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 2 静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金（以下この項において「教育奨学金」という。）の貸与に関する事務であって、次に掲げるもの (1) 教育奨学金の貸与の申請に係る事実についての審査 (2) 教育奨学金の返還金又はその延滞利息の徴収に関して必要となる教育奨学金の貸与を受けている者若しくは受けた者若しくはそれらの連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 3 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金（以下この項において「修学資金」という。）の貸与に関する事務であって、次に掲げるもの (1) 修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 修学資金の返還金又はその延滞利息の徴収に関して必要となる修学資金の貸与を受け

	ている者若しくは受けた者若しくはそれらの連帯保証人又はそれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 4 静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 5 静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 6 高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 7 高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 8 静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 9 静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の算定に必要な資料の受付、その資料に係る事実についての確認又はその資料の提出に対する応答
2 監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認
3 公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による命令を受けた者の生存の事実又は氏名、男女の別、生年月日若しくは住所の確認